

キャンプ瑞慶覧アスベスト搬出事件の情報公開により判明した 日本環境管理基準（JEGS）の遵守の疑義について

2000年9月11日、日米両政府は「環境原則に関する共同発表」を行い、施設及び区域に隣接する地域住民並びに在日米軍関係者及びその家族の健康及び安全を確保することを目的に、環境保護及び安全のための在日米軍による取り組みは、日米の関係法令のうちより厳しい基準を選択するとの基本的考えの下で作成される日本環境管理基準（以下、「JEGS」）に従って行われる。その結果、在日米軍の環境基準は、一般的に、日本の関連法令上の基準を満たし又は上回るものとなる。と発表した。

しかしながら、日本政府は JEGS が在日米軍による作成であることから、その訳文等の日本語資料を作成し公表するかについては現在まで行われておらず、今年7月20日に沖縄県軍転協より照会を行った JEGS の日本語資料の提供についても、政府は「日本語の資料を作成し、公表するか否かについては、今後、環境分科委員会等の場において、鋭意検討していきたいと考えます」として即座の作成、公表を避けている状況である。

JEGS には米軍施設内における有害廃棄物等の取り扱いが規定されていることから、基地を抱える自治体にとって、米軍施設に隣接する市民の健康・安全を守る上で米軍が適正に遵守しているのかを確認するために知るべき内容であるにも関わらず、政府による JEGS の内容説明及び日本語資料が公表されない問題について宜野湾市ではこれまでもたびたび指摘してきたところである。

そのような政府の対応が米軍基地を抱える本市で現実の問題となっている。

昨年4月7日に本市部分に係るキャンプ瑞慶覧ハウジングエリアより搬出したアスベスト廃材が国内法（大気汚染防止法等）に定められた処理手順を行わずに読谷村の保管場所へ搬送されていた事件が発覚した。

事件発覚後、米軍はアスベスト廃材を基地内へ再び戻すとともに、施設・区域外に搬出された経緯等の事実関係を行い、その後の米軍当局や沖縄防衛局、沖縄県の調査によって本件アスベストの処理は関係法令に基づき適正に行われていると通知文書（沖縄防衛局「お知らせ」平成21年6月12日）があったものの、事件の現場となったキャンプ瑞慶覧の所在する宜野湾市の立入調査や具体的な説明を受けることは認められず、どのように適正に処理したのかについて、市が実態の把握・確認することは認められなかった。

市が独自に入手した JEGS によれば、米軍基地内でのアスベストについては、

厳格な管理計画や処理手順があり、それらを示した文書は永久保存しなければならない等の規定がある。よって適切に処理したのであれば、そのような記録が残っている文書が存在しているはずである。

そこで市では、米国情報公開制度を利用して、本件アスベストの処理について、米軍の所有する関係文書の開示請求を昨年7月に行った。同年10月、米軍より文書の開示があったものの、本市の請求している文書が含まれていないことから、同年12月、異議申し立てを行い、今年7月8日、当初の請求で開示されていない文書について、米軍内部で開示しても良いと同意したとの連絡があった。

しかし、連絡から約2ヶ月を経過して現在も文書は開示されていない。

米軍は当該情報の性質上、複数の機関（ルート）で検討される必要があるとの理由に時間を要し開示が遅れるとしている。

ご承知のとおり、アスベストは発ガン性が認められ大きな社会問題となっており、過去にはキャンプ瑞慶覧などの在沖米軍基地に勤務中アスベストにさらされ、石綿肺のため死亡した事例もある。また先日の報道であったように、2003年に返還され北谷町が区画整理を進めている米軍キャンプ桑江北側の返還跡地内で、地中に埋まっていたアスベスト（石綿）が検出されながら、県や町に報告せず、跡利用に影響を及ぼす杜撰な事例も起きている。本市部分のキャンプ瑞慶覧も返還が予定される地域であることから、米軍はしっかりと地主・地域住民・自治体が納得する説明及び文書開示を行うべきである。

以上のことから、日米両政府は、米軍施設及び区域に隣接する地域住民の健康と安全を守ることを目的に「環境原則に関する共同発表」を行ったにもかかわらず、その運用管理についてはまったく不透明であり、基地内の有害廃棄物の管理に大きな疑義を抱かざるを得ない。

そのような状況を放置している日米両政府に対し、強く抗議すると共に、在日米軍専用施設の約75%を占め、基地と住民が隣接する状況にある本県において、このような日米両政府の対応は改めるべきであり、今後も、本市においてはこの問題について日米両政府に対し、更なる情報開示と適正処理の実施を求めていく。

2010年9月7日
宜野湾市長 伊波 洋 一